

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

香川県知事 池 豊 人

香川県規則第93号

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

香川県屋外広告物条例施行規則（昭和40年香川県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第27条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、<u>第3号</u>又は第4号に掲げる住民票の抄本については、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 登録申請者（屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、<u>登録申請者及びその法定代理人</u>。次号において同じ。）<u>（法人にあっては、その役員（条例第27条第1項第3号に規定する役員をいう。以下同じ。））</u>の略歴書（第13号様式）</p> <p>(3) <u>登録申請者の住民票の抄本（これに代わる書面を含む。以下同じ。）</u> <u>（法人にあっては、登記事項証明書）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第17条 条例第30条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第14号様式）に、次の各号に掲げる変更のあった事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。ただし、当該各号（<u>第2号を除く。</u>）に掲げる住民票の抄本については、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 条例第27条第1項第1号に掲げる事項 <u>登録申請者の住民票の抄本（法人にあっては、登記事項証明書）</u></p> <p>(2) 条例第27条第1項第3号に掲げる事項 <u>登記事項証明書並びに新たに役員となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書</u></p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第27条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、<u>第2号</u>又は第4号に掲げる住民票の抄本については、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 登録申請者（<u>法人にあっては条例第27条第1項第3号に規定する役員（以下「役員」という。）</u>、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては<u>登録申請者及びその法定代理人（法人にあってはその役員。第17条において同じ。）</u>）の略歴書（第13号様式）<u>及び住民票の抄本（これに代わる書面を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(3) 法人にあっては、<u>登記事項証明書</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第17条 条例第30条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第14号様式）に、次の各号に掲げる変更のあった事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。ただし、当該各号に掲げる住民票の抄本については、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 条例第27条第1項第1号に掲げる事項 <u>登録申請者の住民票の抄本又は登記事項証明書</u></p> <p>(2) 条例第27条第1項第3号に掲げる事項 <u>登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の抄本並びに新たに役員となった者がいる場合にあつ</u></p>

(3) 条例第27条第1項第4号に掲げる事項 法定代理人の住民票の抄本
(法人にあっては、登記事項証明書) 並びに新たに法定代理人 (法人に
あっては、その役員) となった者がいる場合にあっては、誓約書及びそ
の者の略歴書

(4) 略

ては、誓約書及びその者の略歴書

(3) 条例第27条第1項第4号に掲げる事項 法定代理人の住民票の抄本
並びに新たに法定代理人となった者がいる場合にあっては、誓約書及び
その者の略歴書

(4) 略

第11号様式（第15条関係）

(表面)

略

(裏面)

法定代理人 (未成年者の場合)	住所 〔法人にあっては、 主たる事務所の 所在地〕	郵便番号 (一)		
	(ふりがな) 氏 〔法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名〕			
	電話番号			
役員の氏名（法人の場合）				
香川県の区域（高松市の区域を除く。）内において営業を行う営業所				
名称	所在地		電話番号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名		生年 月日	年 月 日
名称	所在地		電話番号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名		生年 月日	年 月 日
名称	所在地		電話番号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名		生年 月日	年 月 日
添付書類	1 誓約書 2 登録申請者（屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、 <u>登録申請者及びその法定代理人</u> 。以下同じ。）（法人にあっては、 <u>その役員</u> ）の略歴書 3 <u>登録申請者の住民票の抄本</u> （法人にあっては、 <u>登記事項証明書</u> ） 4 営業所ごとに選任される業務主任者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本			

注 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

第11号様式（第15条関係）

(表面)

略

(裏面)

法定代理人 (未成年者の場合)	住所 〔法人にあっては、 主たる事務所の 所在地〕	郵便番号 (一)		
	(ふりがな) 氏 〔法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名〕			
	電話番号			
役員の氏名（法人の場合）				
香川県の区域（高松市の区域を除く。）内において営業を行う営業所				
名称	所在地		電話番号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名		生年 月日	昭和 年 月 日
名称	所在地		電話番号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名		生年 月日	昭和 年 月 日
名称	所在地		電話番号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名		生年 月日	昭和 年 月 日
添付書類	1 誓約書 2 登録申請者（法人にあっては役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、 <u>登録申請者及びその法定代理人</u> （法人にあってはその役員）の略歴書及び住民票の抄本 3 法人にあっては、 <u>登記事項証明書</u> 4 営業所ごとに選任される業務主任者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本			

注 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

第13号様式（第15条、第17条関係）

(日本産業規格A列4番)

略歴書

区分	登録申請者	法人の役員	法定代理人
住所			
(ふりがな) 氏名			
生年月日	年月日		
略歴	期間 自年月日至年月日	職務又は業務の内容	
行政処分等	年月日	内容	
上記のとおり相違ありません。 年月日 氏名			

- 注 1 区分は、不要の文字を横線で消してください。
 2 略歴は、最近のものから順次記入してください。
 3 行政処分等は、屋外広告物法に基づく条例の規定により処分を受けた経歴及び当該条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。

第13号様式（第15条、第17条関係）

(日本産業規格A列4番)

略歴書

区分	登録申請者	法人の役員	法定代理人
住所			
(ふりがな) 氏名			
生年月日	昭和 <u>平成</u>	年月日	
略歴	期間 自年月日至年月日	職務又は業務の内容	
行政処分等	年月日	内容	
上記のとおり相違ありません。 年月日 氏名			

- 注 1 区分は、不要の文字を横線で消してください。
 2 略歴は、最近のものから順次記入してください。
 3 行政処分等は、屋外広告物法に基づく条例の規定により処分を受けた経歴及び当該条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。

第14号様式（第17条関係）

(日本産業規格A列4番)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 () —

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号	香川県屋外広告業登録第 号		
変更のあった事項	変更前	変更後	変更年月日
新たに業務主任者となった者がいる場合は当該者の 生年月日		年 月 日	
添付書類	1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本(法人にあっては、登記事項証明書) 2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書並びに新たに役員となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 3 法定代理人(法人にあっては、その役員)の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本(法人にあっては、登記事項証明書)並びに新たに法定代理人(法人にあっては、その役員)となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となった者がいる場合にあっては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面		

注 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

第14号様式（第17条関係）

(日本産業規格A列4番)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 () —

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号	香川県屋外広告業登録第 号		
変更のあった事項	変更前	変更後	変更年月日
新たに業務主任者となった者がいる場合は当該者の 生年月日		昭和 年 月 日	
添付書類	1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本又は登記事項証明書 2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の抄本並びに新たに役員となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 3 法定代理人(法人にあっては、その役員)の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本(法人にあっては、登記事項証明書)並びに新たに法定代理人(法人にあっては、その役員)となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となった者がいる場合にあっては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面		

注 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。